

II 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組1 「いのちの授業 ¹ 」の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を活用した教員研修や、実践事例の収集、ホームページ掲載等を実施した。あわせて、家庭・地域向け「ハンドブック概要版リーフレット」を増刷・配布、ホームページに掲載し、家庭や地域における「いのちの授業」を推進した。 第9回「いのちの授業」大賞の作文募集において、「いのち」について考えたことが記述された作文が10,530編（前年度比+1,300編）応募された。また、表彰式を実施し、オンライン配信した。あわせて、受賞作品の文集を作成・配付した。 ソフトバンク株式会社及び県共生推進本部室と連携して、人型ロボット「Pepper」を活用した教育コンテンツを制作、各地区の小学校において道徳授業を実施し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。 「かながわ『いのちの授業』指導資料いじめについて考える」（令和3年度）を活用した教員研修を実施した。 小・中学校合わせて4校を「いのちの授業実践研究校」に位置付け、学校全体で「いのち」を大切にする心を育む取組を推進した。 高校生向け教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を、各県立学校の授業や講話等で活用し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。 各県立学校では、校長講話等を通して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について伝えるなど、児童・生徒が憲章に触れる取組を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が、いのちの重さ（平和や防災等）について考え、議論する「いのちの授業」の更なる普及が課題である。 表彰式の県民への周知等、家庭・地域に向けた更なる普及啓発が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度、「いのちの授業」大賞作文コンクールは10周年を迎えることから、「いのちの授業」10周年記念文集を作成・配付し、「いのちの授業」の更なる普及啓発を図っていく。 いのちの重さ（平和や防災等）をテーマにした実践事例を収集し、発信していく。

【令和3年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認定こども園	92	<ul style="list-style-type: none"> 環境「身近な生き物や友達を大切にしよう」 人間関係「地域の高齢者施設の方との交流を通して人と人との温かいつながりを感じる」
小学校	894	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「いのちの教育～さまざまな角度から見つめるいのち～」 生活「いのちの授業『ドリー夢メーカーと今を生きる』」
中学校	434	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「人はどうして『いのちの尊さ』を感じるのだろうか」 総合的な学習の時間「福祉学習『人と人とのかかわり』」

¹ いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

高等学校及び 中等教育学校	323	<ul style="list-style-type: none"> 理科「いのちを守る行動を自ら考える～新型コロナウイルスと免疫システムの科学的知見～」 特別活動 平和教育「被爆地長崎から考える」
特別支援学校	83	<ul style="list-style-type: none"> 国語「戦争が行われることで何が起きるか。それについてどう考えるか。」 生活・生活単元「いのちを守る3つのポーズを覚えよう！」
計	1,826	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議²」を中心とした取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、同会議の設置以降、これまでの10年間の取組を振り返るとともに、今後に向けて、組織や取組の在り方についての協議を行った。 横須賀市教育委員会と連携し、すべての児童・生徒が安心して通いたくなる「魅力ある学校づくり」の調査研究に取り組み、その成果を全県に周知した。 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報活動を30回実施した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE) ウェーブ」の一環として、5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表等を行っているが、各地区の新型コロナウイルス感染状況等を考慮しながら、開催形態を変更するなどして取り組んだ。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県内全ての子どもや学校、教員の更なる元気につながるために、「元気な学校ネットワーク」の理念や推進会議における協議の内容等を一層周知していくことが課題である。 「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」において、公立小・中学校のいじめは、令和元年度に認知した件数より4,990件減少、暴力行為は2,319件減少しているものの、不登校は119人増加していることが課題である。 一人ひとりの活躍の場や役割をつくる「居場所づくり」と、豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行う「絆づくり」を柱とした「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組を広く全県に普及していくことが課題である。 各地区の新型コロナウイルス感染状況等を考慮しながら、各学校や地域において、魅力ある学校づくりについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「元気な学校ネットワーク」の理念や推進会議における協議の内容等を、事業執行や学校訪問を通して周知し、県内全ての子どもや学校、教員の元気につながるよう取り組んでいく。 子どもたちの声を受け止め、児童・生徒と教職員が対話を重ね、魅力ある学校をともにめざしていく「魅力ある学校づくり」の取組の効果について、全県指導主事会議等で紹介し、子どもたちの声を教育活動の改善に生かす取組の普及を図っていく。 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を引き続き実施するとともに、PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、各地区の新型コロナウイルス感染状況等を考

² かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト（魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働）の推進に対して提言・指導・助言を行う。

	慮しながら、地域フォーラムで児童・生徒・保護者・地域の方の対話を取り入れる等の取組の実施の方法を検討していく。
取組2 小・中学校の道徳教育の一環としての取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがいじめについて考える、いじめ防止に向けた道徳科の指導資料「かながわ『いのちの授業』指導資料いじめについて考える」（令和3年度）を作成・配付し、「いじめの傍観者教育」の推進を図った。 県教育委員会、ソフトバンク株式会社及び県共生推進本部室が連携し、人型ロボット「Pepper」を活用した教育コンテンツを制作、各地区の小学校において道徳授業を実施し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において、感染症に関連した、いじめ・偏見・差別等を未然に防ぐために、「いのち」のかけがえのなさや、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを学ぶ学校の教育活動全般を通して行われる道徳教育や、「道徳科」の授業のより一層の充実・推進が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各地区で行われる道徳教育の推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を対象とした研修会等において、「かながわ『いのちの授業』指導資料いじめについて考える」（令和3年度）を活用し、いじめ・偏見・差別等を未然に防ぐ道徳教育の普及を図っていく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組1 スクールカウンセラー³の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校（中学校区⁴の小学校にも対応）に配置した。 公立小・中学校ではスクールカウンセラーによる相談を61,789件（前年度比+7,304件）実施した。 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを令和2年度より4名増員し、92名を拠点校（スクールカウンセラー1名を1つの学校に配置し、併せて他の学校を対象校として担当するもの）に配置した。 県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を19,070件（前年度比+149件）実施した。 スクールカウンセラーの資質向上のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー⁵（1名）を、横須賀市と4教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザー⁶（5名）を配置した。 コロナ禍の影響による児童・生徒の不安やストレスへの対応について、スクールカウンセラーが教員に対し研修を実施するなど、学校におけるスクールカウンセラーの専門性を生かした研修や講習の実施を推進した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境や心の問題など、学校だけでは解決困難な課題を抱える児童・生徒のニーズに対応していくためにも、教育相談体制の更なる充実が課題である。 個別のカウンセリングに加え、問題行動や不登校等の未然防止に向け、スクールカウンセラーの知見を更に活用していくこと、特に、スクールカウンセラーの

³ スクールカウンセラー

臨床心理士や公認心理師等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

⁴ 中学校区

中学校の通学区域であり、1つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するもの。

⁵ スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

⁶ スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

	<p>派遣回数が少ない小学校での活用が課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の自殺など緊急対応への適切な支援や、コロナ禍の影響による児童・生徒の不安への対応、虐待・貧困等への効果的な関わり方等について、スクールカウンセラーの更なる資質向上を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、スクールカウンセラーの勤務回数について5回増やし、年間40回とするとともに、県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを令和3年度より4名増員し、96名とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。 ・ 引き続き、スクールカウンセラーの更なる資質向上を図るため、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザーの巡回相談等を引き続き実施するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会等において緊急対応や教職員に対して、問題解決のための指導・助言に特化した内容の研修を実施していく。 ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図っていく。 ・ 児童・生徒の心のケアや、自殺予防の取組をより一層充実させるため、令和3年度末に作成した「児童・生徒の自殺予防に向けたところサポートハンドブック（改訂版）」の活用を図っていく。 ・ 事案発生後、速やかに学校緊急支援チーム構成員の臨床心理士を派遣できるよう、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努めていく。
取組2 スクールソーシャルワーカー⁷の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に令和2年度より2名増員し48名を配置した。また、県立高校には30名を拠点校（スクールソーシャルワーカー1名を1つの学校に配置し、併せて他の学校を対象校として担当するもの）に配置した。 ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、教育局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー⁸（2名）を配置した。 ・ 重点的に配置した県央地区における、外国につながるの児童・生徒への効果的な支援について事例収集し、連絡会において、ヤングケアラーへの支援と共に、収集した事例と外国籍の子どもの在留資格について情報提供し、支援の充実を図った。 ・ 県と市町村の連携・協働による支援システム構築に向け、教育事務所とスクールソーシャルワーカーの配置活用計画を再検討し、効果的な配置を進めた。 ・ 県立学校では、配置したスクールソーシャルワーカーが、本人及び保護者との面談や関係機関との連携等により、様々な悩みを抱える生徒に適切な支援を提供することができた。 ・ コロナ禍の影響により、児童虐待など家庭内の問題がこれまでより多く発生することが懸念されたことから、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）では、スクールソーシャルワーカーの勤務回数を5回増やし、年間40回とし、相談・支援体制の充実を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながるの児童・生徒について、家庭生活上の問題が、児童・生徒の学校生活にも影響していることから、習慣や制度の違いを踏まえたスクールソーシャルワーカーによる家庭生活への支援の更なる充実が課題である。

⁷ **スクールソーシャルワーカー**

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

⁸ **スクールソーシャルワーカースーパーバイザー**

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある児童・生徒への支援、発達の課題を抱えた児童・生徒への支援、また、子どもの貧困、ヤングケアラーへの支援や児童虐待の防止等、多様なニーズに対応するため、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）ではスクールソーシャルワーカーの人数を2名増員し、50名の配置とする。また、勤務回数については引き続き5回増やし、年間40回とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。 スクールソーシャルワーカーを活用した効果的な校内支援体制を構築していくため、教職員への研修等を引き続き実施していく。また、資質向上を図るため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの指導・助言や連絡協議会等において事例研究を行っていく。 県と市町村の連携・協働による支援システムの充実に向け、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置等を検証していく。 令和3年度末に作成したリーフレット「ヤングケアラーの現状と支援の在り方」を活用し、ヤングケアラーの支援の充実を図っていく。
取組3 不登校の児童・生徒への支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 国立教育政策研究所及び横須賀市教育委員会と連携して「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組を進め、事例を更に収集するとともに、その取組の成果をまとめたリーフレットを活用し、全県に周知した。 NPO法人と協働して作成したサイトに、不登校の考え方や、不登校の児童・生徒が地域で学ぶしくみや不登校を体験した方の話などを掲載し、周知を行った。 不登校の考え方や各種相談機関、フリースクール等の情報を取りまとめた、保護者向けリーフレットを作成し、市町村教育委員会及び各小・中学校や教育支援センター⁹等を通じて、保護者へ周知を図った。 フリースクール等と学校教育関係機関による「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会・進路情報説明会を7回開催し、延べ646名が来場した。 県立保健福祉大学と連携し、学校の教員を対象に実施してきた「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」（平成28年度～）について、市町村の教育支援センターに配置した専任の教員2名が受講した。 ICTを活用した不登校への支援等について各地区の実践例を収集し、各市町村教育委員会に周知するとともに、教育支援センター専任の教員を対象とした連絡協議会を開催し、教育支援センターの役割や機能の重要性について確認した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 不登校の未然防止に向け、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりの取組を全県に広めていくことが課題である。 不登校支援について、各市町村において、教育支援センターを中心とした医療、福祉等の専門機関とのネットワークの更なる充実が課題である。 学校外での学びの場について、より多くの保護者に周知をしていくことと併せて、フリースクールでの活動を多様な学びの一つとして認め、積極的に「出席扱い」としていくことについて、学校の理解・普及が課題である。 コロナ禍において、児童・生徒の不安やストレスが高まっていることから、学校における教育相談体制の充実が課題である。 市町村教育委員会が主体となってサポート体制を組み、市町村単位で、組織的・計画的にICTを活用した不登校支援を推進していくことが課題である。

⁹ 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりの取組を進め、事例を更に収集するとともに、その成果について全県に普及を図っていく。 教育支援センター向けの「手引き」を活用し、不登校支援の中核となる各教育支援センターの取組を推進していく。 不登校の捉え方や学校外での学びの重要性をリーフレット等で広く周知・啓発し、「出席扱い」の積極的な運用を促進していく。 フリースクール等と連携して不登校児童・生徒の居場所づくりを推進し、コロナ禍における教育相談体制の充実を図っていく。 不登校の児童・生徒への支援として、ICT活用の先行事例等を情報共有し、本県の不登校支援に対して期待される効果や、組織的な取組の重要性について検討・協議していく。 不登校の高校生の社会的自立を促すために、県立総合教育センターの来所相談者を対象に学習支援を含めた支援を行う高校生版「教育支援センター」としての「K-room」の活用を更に推進していく。
<p>取組4 中学校夜間学級¹⁰の設置の検討</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県及び全市町村教育委員会の主管課長で構成する「中学校夜間学級等連絡協議会」を3回開催した。また、令和4年4月に相模原市が設置する中学校夜間学級に複数の市町村から生徒を受入れる広域的なしくみづくり等に関する協議を行う「中学校夜間学級設置準備協議会」を6回開催した。 令和4年4月の夜間中学校の開校に向け、11月に「相模原市立夜間中学広域連携協議会」を設置し、相模原市教育委員会、関係市町村教育委員会、及び中学校夜間学級の当分の間の設置場所となる、県立神奈川総合産業高校との協議を4回実施した。 こうした取組により、相模原市が設置する中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村は14市町となった。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学校夜間学級の広域的なしくみには、現在14市町が参加しているが、参加する市町村を更に拡大していくことが課題である。 令和5年度の入学希望者確保に向けて、中学校夜間学級での学びを必要とする方に情報が届くよう、効果的な広報を検討していくことが課題である。 様々な理由から中学校夜間学級に通うことができない方もいると考えられることから、義務教育段階での多様な「学びの場」の確保について検討していくことが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村の拡大に向け、市町村教育委員会指導担当課長会議等の場で、その必要性を説明し、参加を促していく。 令和5年度の入学希望者確保のための効果的な広報の在り方について、「相模原市立夜間中学広域連携協議会」の場で、相模原市教育委員会及び関係市町村教育委員会と検討・協議していく。 令和4年度に、県内市町村教育委員会を対象とした「教育機会の確保に関する連絡協議会」を新たに設置し、民間が行う自主夜間中学等を含む多様な「学びの場」の情報提供や実践事例等の周知を図っていく。
<p>取組5 「学校緊急支援チーム¹¹」の派遣</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒及び教職員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、学校の対応を支援し、児童・生徒及び教職員の心のケアに当たるため、県教育委員

¹⁰ 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

¹¹ 学校緊急支援チーム

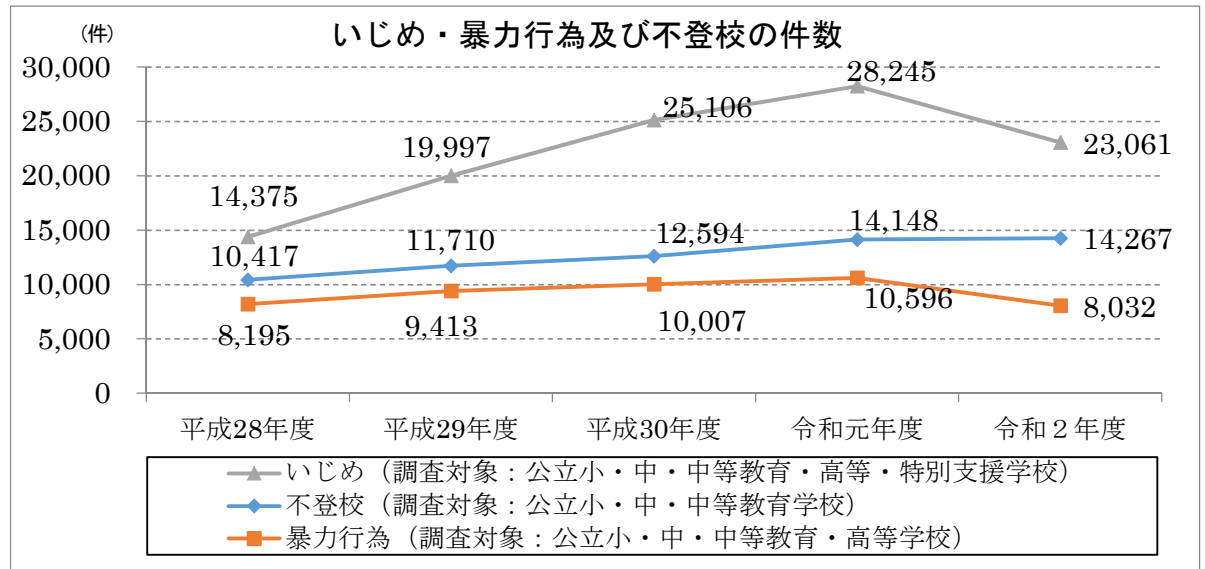
児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチーム。

	<p>会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を17回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施した。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 学校緊急支援チーム構成員の更なるスキルアップを図ることが課題である。 緊急時に対応可能な臨床心理士を速やかに確保することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図っていく。 事案発生後、速やかに学校緊急支援チーム構成員の臨床心理士を派遣できるよう、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努めていく。
<p>取組6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施</p>	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度までに研修を受講した教育相談コーディネーターが、各学校において教育相談体制の充実に向けた取組を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくため、地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員の、ソーシャルワークのスキルをより高めていくことが課題である。 研修を受講した教育相談コーディネーターによる、校内の教育相談体制の更なる充実及びスクールソーシャルワーカーとの協働による学校間の情報共有体制の構築が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市町村教育委員会（政令市を除く）と連携し、研修の受講対象に教育支援センター専任の教員を加えるとともに、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていくことで、教育相談コーディネーター等のソーシャルワークのスキルを高め、より効果的に児童・生徒の支援ができるようにしていく。 引き続き地区内の教育相談コーディネーターとスクールソーシャルワーカーが連携して、教育相談コーディネーター会議等の内容の充実を図ることで、校内支援体制を確立できるようにしていく。
<p>取組7 教育相談事業の実施</p>	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての中高生約44万人を対象に、無料通信アプリ「LINE」を活用した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和3年5月10日から令和4年3月18日までの間で計144日実施した。なお、受付時間は18時から21時まで、月水金の週3日実施し、長期休業明けには相談を毎日受け付ける期間を設定した結果、2,613件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が約9割であった。 不登校やいじめといった学校生活に関する悩みや困り、子育てや養育といった家庭生活に関する悩みや困り等に対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談5,008件（前年度比+1,568件）、専用回線による電話相談4,781件（前年度比-634件）、電子メールによる相談170件（前年度比+59件）を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の命に関わる相談に対しては、緊急性を要することから、特に相談員の高い専門性が求められるため、適切な対応ができるスキルをより高めていくことが課題である。 コロナ禍で児童・生徒を取り巻く環境に変化が生じているため、相談方法について柔軟に対応していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の命に関わる緊急性を要する相談に対して適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して相談員のスキル向上を図るとともに、相談者のニーズに応じて、オンライン相談も実施していく。

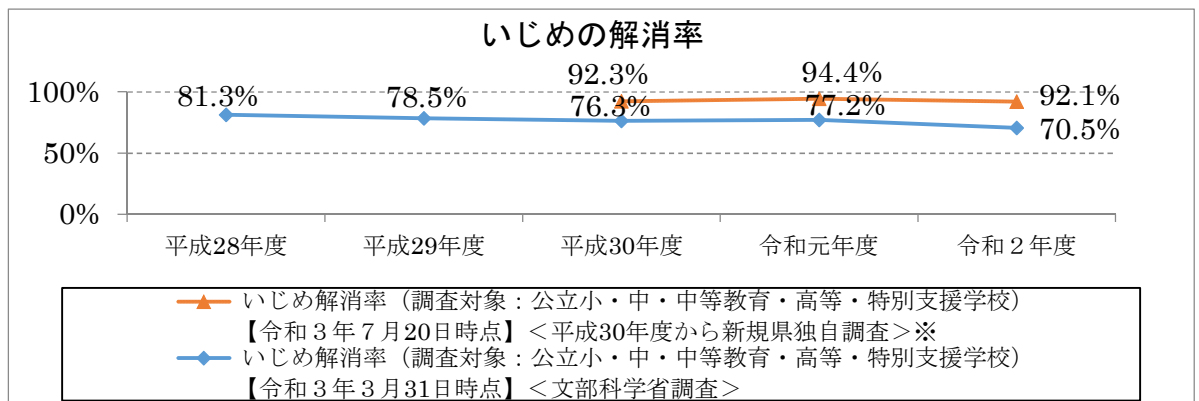


相談カード（表面）

取組8 いじめ防止の研修の実施	
実績・成果	・ 「いじめ防止対策推進法」及び「神奈川県いじめ防止基本方針」に対する教職員の理解をより深めるため、生徒指導担当者会議等で情報提供を行った。
課題	・ 各学校において、いじめに対する教職員の共通理解を深めていくこと、また、いじめに対する組織的な対応力を高めていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 各種会議においていじめに関する情報提供を行うとともに、各学校におけるいじめ防止の研修の充実を図ることにより、いじめに対する教職員の理解を深め、各学校でいじめの早期発見、組織的な対応ができるようにしていく。



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び、神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より作成

※当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組1 インクルーシブ教育実践推進校 ¹² の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）指定の11校で、3学年分のリソースルーム¹³の改修工事が完了し、生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受ける環境が整備された。 ・ 14校で構成する実践推進校連絡協議会を年8回開催し、学習指導、進路指導及び生徒支援の方法等、各校の取組の成果と課題を共有した。 ・ できるだけ多くの生徒が高校で学ぶ機会を拡大するため、志願資格となる学校説明会等への参加要件の緩和、二次募集の実施など、実践推進校の特別募集の見直しを実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践推進校において、すべての生徒が共に学び安心して学校生活を送れるよう、多様で柔軟な指導・支援の充実を図ることが課題である。 ・ すべての生徒が多様性を尊重され、学びを保障されるインクルーシブな学校づくりを全県立学校で推進することが課題である。 ・ これまでの取組を踏まえた支援体制の整備が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践推進校14校で構成する連絡協議会で情報共有した各学校の研究・実践による取組の成果を踏まえ、各学校が、自校の特色に合わせたインクルーシブな学校づくりの推進に取り組んでいく。 ・ 県立学校長が構成員である「県立学校におけるインクルーシブ教育推進会議」において、本県のインクルーシブ教育推進の考え方についての理解を促進するとともに、インクルーシブな学校づくりの実践事例について共有を図っていく。 ・ できるだけ多くの生徒に高校で学ぶ機会を拡大するための見直し等を検討していく。
取組2 インクルーシブ教育校内支援体制整備事業の取組、「みんなの教室」の理念 ¹⁴ の普及	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「みんなの教室」の理念の普及のため、教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する目的で非常勤講師を公立小学校（政令市を除く30市町村の30校）に配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備した。 ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や全県指導主事会議を通じて、すべての市町村教育委員会と情報共有した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の各学校が、それぞれの状況に合わせて主体的にインクルーシブな学校づくりを進められるよう、指定校での取組内容や成果について、全県に更に普及を図るための情報発信を継続することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村立学校等での具体的な取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」や主催会議の開催、研修会・説明会を活用した周知を図っていく。 ・ 指定（30市町村30小学校）は継続するとともに、各市町村におけるインクルーシブ教育の普及の方向性を踏まえて、それぞれの状況に応じた必要な支援・連携を行っていく。

¹² インクルーシブ教育実践推進校

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、すべての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組を実践している。令和元年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。

¹³ リソースルーム

知的障がいのある生徒が、できるだけホームルーム教室等で共に学びながら、キャリア教育などで小集団による指導を受けるほか、生徒の必要に応じて個別指導を受けることができるようにするためのホームルームとは別の教室。

¹⁴ 「みんなの教室」の理念

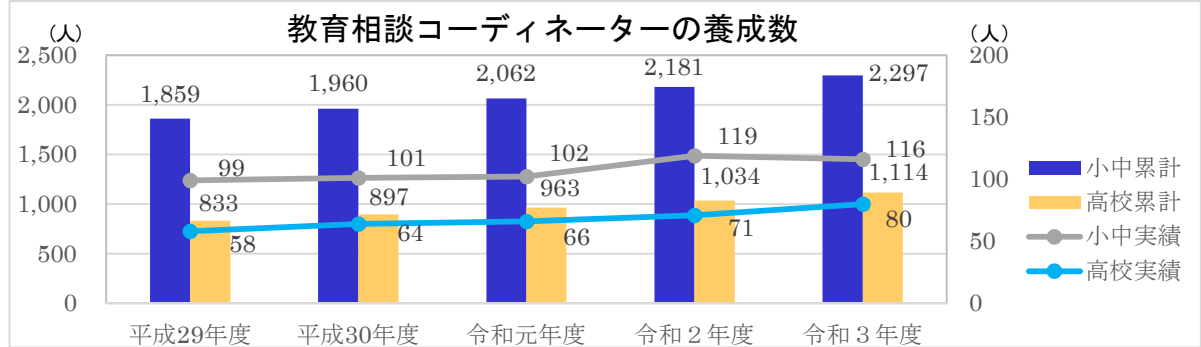
すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びかわり合いを深めながら、必要に応じて適切な指導を受けられるよう、すべての教職員で「多様で柔軟な支援体制」を整備しようとする考え方。

取組3 インクルーシブ教育の理解啓発	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月に「インクルーシブ教育推進フォーラム」とインクルーシブ教育実践推進校報告会を開催し、共催の市教育委員会や学校現場における具体的な取組事例の紹介やパネルディスカッション等により、インクルーシブ教育の推進に対する県民の理解・啓発を図った。 各小・中学校、市町村教育委員会、PTA等の要望に応じて、インクルーシブ教育の推進に係る研修会や学習会の講師として県教育委員会の指導主事を61回派遣した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 更なるインクルーシブ教育の普及のために、取組の理念の共有だけではなく、本県の具体的な取組について広く県民に伝え、理解を得ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校や県立学校などにおけるインクルーシブな学校づくりの具体的な取組事例の紹介を中心としながら、これまで以上に学校及び地域が共生社会の実現に向けて、共に考えることができるよう内容を工夫した「インクルーシブ教育推進フォーラム」を開催し、理解・啓発に取り組んでいく。 各種会議、小・中学校や市町村教育委員会等の依頼に基づく研修会、説明会等への講師派遣の機会を積極的に活用し、インクルーシブ教育の推進について、丁寧な情報提供を行っていく。
取組4 県立高校の通級指導¹⁵ 導入校の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいによる学習上・生活上の困難の克服のため、県立高校4校で通級による指導（自校通級）を実施し、対象生徒の学習上・生活上の困難の把握や個別の指導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行った。（対象生徒数30人[令和3年10月1日時点]） 県立横浜修悠館高校で県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を開始した。（対象生徒数4人[令和3年10月1日時点]） 県立総合教育センターにおいて「通級指導教室新担当教員研修講座」を実施し、校内支援体制の構築及び指導方法の工夫・改善について共有し、指導力向上を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも、生徒がより一層安心かつ集中して授業に臨めるよう指導していくことに課題がある。 引き続き、通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げられるよう、各学校に取組を周知していくことに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校において、引き続き、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。 県立横浜修悠館高校で実施している他校通級について、ほかの県立高校等へ引き続き周知を図っていく。
取組5 教育相談コーディネーターの養成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が抱える様々な問題への適切な支援と校内教育相談体制の充実をめざし、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため、「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育的ニーズについて共通理解を図り、メンバー全員でそれぞれの専門性を生かしながら具体的な支援策を出し合い、校内や家庭で児童・生徒の支援ができるような話し合いにするため、ケース会議演習を行っているが、ケースの解決に重点が置かれてしまい、演習の目的を達成できない場合があることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も学校のニーズの高い「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施していく。

¹⁵ 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議演習に参加するスタッフと受講者の間で、演習の目的を共有の上、ケース会議演習を実施していく。
--	--



② 専門的な指導や支援の充実

	<p>取組 1 特別支援学校生徒の就労支援</p> <p>実績・成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会自立支援員を活用し、卒業生等へのアフターフォローなど生徒等のニーズに合わせて支援を行ったほか、生徒の実習先及び就労先協力企業として、418事業所を新規開拓した。 社会自立支援員連絡会議において、新規実習協力事業所等についての情報を取りまとめ、必要に応じて、全県立特別支援学校間で共有した。 障がい者雇用や現場実習などを検討している企業等の参考となる情報を、県ホームページで周知した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月と令和4年3月に、各学校から参加者を集めて実施予定だった清掃技能検定は中止したが、令和3年8月～11月の期間に12校が自校で検定を実施し、延べ171名が受検した。(タオル63名、自在ぼうき71名、モップ15名、スクイジー2名、ダスタークロス20名) また、令和4年1月～3月の期間に18校が自校で検定を実施し、延べ225名が受検した。(タオル60名、自在ぼうき91名、モップ14名、スクイジー4名、ダスタークロス42名、真空掃除機5名、総合種目9名) 清掃技能検定に係る審査員養成研修については、令和3年8月実施予定分は中止したが、令和4年1月に開催し、87名の教員が参加、一人あたり2種目を受講した結果、延べ174名が受講した。(タオル41名、自在ぼうき44名、モップ30名、スクイジー7名、ダスタークロス38名、真空掃除機7名、総合種目7名) 	<p style="text-align: center;">清掃技能検定の様子</p>																		
	<p style="text-align: center;">清掃技能検定受検者数及び受検校数</p> <p style="text-align: center;">■ 受検者 (人) ■ 受検校 (校) ※分教室を1校としてカウント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受検者 (人)</th> <th>受検校 (校)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>547</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>641</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>564</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>216</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>396</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受検者 (人)	受検校 (校)	平成29年度	547	30	平成30年度	641	35	令和元年度	564	36	令和2年度	216	15	令和3年度	396	26	
年度	受検者 (人)	受検校 (校)																		
平成29年度	547	30																		
平成30年度	641	35																		
令和元年度	564	36																		
令和2年度	216	15																		
令和3年度	396	26																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新規実習協力事業所等の情報について共有したが、より効果的な活用方法を検討す 																			

	<p>ることが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページで周知した参考情報について、より多くの企業等に活用してもらえよう、より効果的な内容にしていくことが課題である。 ・ 清掃技能検定事業の取組について、障がい者理解を促進し、実際の就労につなげられるような、企業等への周知を検討することが課題である。 ・ コロナ禍で清掃技能検定を各学校で実施する場合、審査員数の確保に課題がある。 																		
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会自立支援員が開拓した、新規実習協力事業所等の情報を効果的に活用するために、社会自立支援員連絡会議等で、各学校への効果的な周知の方法について検討し、実施していく。 ・ 県ホームページで周知した参考情報について、企業や社会自立支援員等の意見を参考にしながら内容の改善を図っていく。 ・ 清掃技能検定の開催を県ホームページ等で周知し、企業等に視察を依頼していく。あわせて、開催後は検定の様子を県ホームページで周知し、企業等に障がい者理解を促進していく。 ・ 清掃技能検定に係る審査員養成研修においては、感染防止対策を徹底した上で受講可能人数を増やし、検定の審査ができる教員の確保を図っていく。 																		
取組2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実																			
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアに従事する常勤看護師を令和2年度より2名増員した。 ・ 令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」により、看護師の適正配置や通学支援など、医療的ケアの充実に向けた施策の方向を示した。 ・ 医療的ケアの必要度が高く、スクールバスによる通学が困難な医療的ケア児が、安全にスクールバスや介護タクシー等に乗車し、通学するための方策について、「医療的ケアを必要とする児童・生徒等の通学支援検討会議」等において検討を進めた。 																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における看護師の確保が課題である。 ・ 医療的ケア児の通学支援の実施に向けて、地域の実情を踏まえたより安全な支援方策について具体化していくことが課題である。 																		
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師の人材確保について、チラシの配架やホームページ・SNS等を利用した募集を行っていく。 ・ 「かながわ特別支援教育推進指針」で示している施策の方向を踏まえて、課題に対する具体的な諸施策や計画を定め、取り組んでいく。 ・ 医療的ケア児の安全な通学支援の実施のため、スクールバスへの学校看護師の同乗や、新たに福祉車両等を活用し、訪問看護ステーション等の看護師が同乗して対応する方策を、県内5地区10校において試行していく。 																		
<p style="text-align: center;">(人) 県立特別支援学校に在籍する児童・生徒の医療的ケア数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ケア承認人数</th> <th>ケア延べ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>232</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>237</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>228</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>232</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>230</td> <td>709</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">■ ケア承認人数 ■ ケア延べ数</p>		年度	ケア承認人数	ケア延べ数	平成29年度	232	573	平成30年度	237	688	令和元年度	228	712	令和2年度	232	715	令和3年度	230	709
年度	ケア承認人数	ケア延べ数																	
平成29年度	232	573																	
平成30年度	237	688																	
令和元年度	228	712																	
令和2年度	232	715																	
令和3年度	230	709																	
取組3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援																			
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校では「キャリア教育実践プログラム」に基づき、生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進めるインターンシップや講演会を行った。 																		

	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組の一環として、インターンシップ等を計画したが、一部を中止した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 県庁でのインターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断し、実施の場合は、配慮が必要な生徒のインターンシップを受け入れられる事業所等を充実させ、希望するすべての生徒が就労体験できるようにすることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県庁でのインターンシップについては、配慮が必要な生徒の積極的な受入れについて協力要請するなど、生徒の就労支援の充実を図っていくとともに、コロナ禍における代替の取組も併せて検討していく。

3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながるのある児童・生徒¹⁶」への更なる指導・支援の充実

取組1 「外国につながるのある児童・生徒」への支援体制の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校の国際教室に担当教員を加配し、政令市を除く公立小学校84校、中学校38校に配置した。 国際教室担当者及び市町村教育委員会担当指導主事を対象に「連絡協議会」を開催し、研修や各学校の工夫例などの情報交換を実施した。 (公財) かながわ国際交流財団との共催で、県内NPO団体等と市町村教育委員会担当指導主事による「関係機関連絡会」を開催し、先進的な取組等について情報共有や協議を実施した。また、各地区で支援の中核となる国際教室担当教員を養成するための集中的な研修を実施した。 「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業として、NPO法人ABCジャパンと共に、フリースクール等の運営、大学進学ガイダンスの開催、及び多言語版小・中学校向け各種ガイドブックについて、連絡協議会等で周知・配布を行った。 外国籍の子どもの在留資格等について理解を深めるために、神奈川県行政書士会が作成した資料を活用し、スクールソーシャルワーカー連絡会等において周知を図った。 JICA横浜と連携し、より効果的な取組について情報共有を図っていくために、市町村教育委員会や学校の取組を把握した。 国の補助事業を活用し、市町村教育委員会の取組に対して、経費の一部を補助した。(厚木市、愛川町、藤沢市、秦野市) 日本語学習指導が必要な県立高校等の生徒を対象とした、日本語学習コンテンツを開発するため、(一財)LINEみらい財団と共同研究の協定を結んだ。対象となる生徒は、学び直しを必要とする場合も多いことから、LINEみらい財団が認定した、「LINE study」を展開するパートナー企業・団体のコンテンツを提供した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある児童・生徒が増加する中、国際教室担当教員の配置の在り方や、日本語指導・母語通訳、特別の教育課程の効果的な実施等についての更なる検討が課題である。 外国籍の子どもの不就学問題について、引き続き全市町村教育委員会と共に対処方法等を共有し、検討していくことが課題である。 早期に日本語学習コンテンツの開発を進め、提供していくことに課題がある。

¹⁶ 外国につながるのある児童・生徒

「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながるのある児童・生徒への支援等について、市町村教育委員会指導主事や国際教室担当教員を対象とする研修における対象者を拡大するなどして、一層充実させていく。また、市町村教育委員会や学校の取組を実態把握し、より効果的な取組について情報共有を図っていく。 ・ 外国につながるのある児童・生徒への支援に係る、より有効な方策について、市町村教育委員会及び学校と共に開発・普及を図る地域プロジェクトを令和3年度から愛川町で実施しており、今後も継続して実施していく。 ・ 外国籍の子どもの就学促進について、各市町村教育委員会と情報共有や協議を継続して実施していく。 ・ LINEみらい財団との協定・連携により、学び直しのためのコンテンツ提供を継続しつつ、さらに早期の日本語学習コンテンツの開発・配信をめざし、令和4年度も共同研究に取り組んでいく。
<p>取組2 多文化教育コーディネーター¹⁷ や学習支援員¹⁸ の派遣</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながるのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員を外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、継続的な学習や学校生活を支援した。 ・ 「プレスクール」による入学前からの支援、「高校生活支援」による在学中の支援充実、「週末地域日本語・学習支援」による学校外における地域ぐるみの支援の3つの柱の実現に向けて、令和2年度より、横浜北東・川崎地区の4校において日本語指導員を配置し、入学前から卒業までのトータルな支援を実施した。 ・ 生徒の指導上、保護者等との意思の疎通を図る為に通訳を必要とする場合、通訳の派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるように支援した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣回数増加や対象校増加等の各学校からの要望に対応できないこと及び多文化教育コーディネーターの人材確保に課題がある。 ・ 日本語指導員について、多文化教育コーディネーター、学習支援員との役割分担など、業務を整理し、連携して支援していくことに課題がある。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象校の見直しを行い、対応が必要な学校の精査を行うとともに、学校における学習や学校生活の支援を継続して実施し、個別の支援を推進していく。
<p>取組3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する県外・海外等からの志願者説明会及び各学校で行う学校説明会や入学予定者説明会において、通訳が必要な方に通訳者を派遣した。 ・ NPOとの協働により、多言語版(10か国語)の「公立高校入学のためのガイドブック」を作成・配布するとともに、県内4か所で「高校進学ガイダンス」を開催した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語を母語としない生徒の人数や言語の種類増加に対して、説明会等において必要とされるすべての言語の通訳を派遣することに課題がある。 ・ 「高校進学ガイダンス」の開催を、より多くの生徒や保護者に周知していくことが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO等との連携を深め、通訳派遣や多言語版の「公立高校入学のためのガイドブック」の更なる充実を図っていく。 ・ 日本語を母語としない生徒やその保護者のニーズに応える「高校進学ガイダンス」の実施方法や内容について引き続き検討を深めていく。

17 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

18 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者。

- | | |
|--|--|
| | ・ 日本語を母語としない生徒の高校進学に関する多言語版の情報について、県ホームページで周知を図っていく。 |
|--|--|

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にする心を育むことは、教育の最も大切な使命である。この点、「ともに生きる社会 かながわ憲章」の理念を踏まえた、いのちの尊重に関する取組が年々充実してきていることを評価する。今後、平和・防災・新型コロナウイルス感染症等、今日的課題を踏まえて、「いのちの授業」が一層充実することを期待する。
- 「共生社会づくり」の端緒は、社会全体として、各個人・主体が多様な個性を受容し、互いに尊重し合うことである。諸課題に対する教育現場での対応、多様かつ柔軟な学びの場の提供、配慮の必要な個性への指導・支援など、多岐にわたる取組、幅広い施策展開が年々充実してきていることは十分評価するが、その一方で、マンパワーの限界や金銭的な制約等も考えられるため、これまでの諸施策の有効性の把握・評価を踏まえた、メリハリの利いた施策の展開について検討してもらいたい。

【中柱1-①について】

- 「いのちの授業」に関する教材が年々充実してきていることを評価する。特に、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版は、分かりやすくまとめられているので、多くの県民の目に触れるようにしてほしい。「いのちの授業」大賞の作文への応募が年々増加しているのは、「いのちの授業」への取組の成果と思う。

【中柱1-②について】

- 公立小中学校のいじめ、暴力行為のいずれも、前年度より顕著に減少したことを評価する。ただし、SNS等を介したいじめは増加傾向にあるので、情報モラル教育の一層の充実を努めてほしい。

【中柱1-③について】

- 中学校夜間学級が開校される意義は大きい。外国につながるのある方にとっては、日本文化を理解する場ともなる。広域的なしくみに参加する市町村の拡大や効果的な広報等の課題に取り組み、開校が円滑に行われることを期待する。

【中柱2-①について】

- インクルーシブ教育推進に対する積極的な取組を評価するが、まだ県民の理解が不足しており、「インクルーシブ」という言葉さえ、県民に十分に浸透していない。「インクルーシブ教育推進フォーラム」やインクルーシブ教育実践推進校報告会等を重ね、県民の理解を得る努力を続けてほしい。

【中柱3-①について】

- 外国につながるのある児童・生徒の増加が見込まれており、特に義務教育段階にある児童・生徒の就学促進、学びへの指導・支援は、地元行政の重要な責務と思われる。受入れ先である第一線の学校現場では、言語や海外文化の違いに関する専門的知見等やこれらに基づく適切な対応がより求められており、個別の要員配置や業務分担への配慮等、引き続き、指導・支援の充実を図られたい。